

【寒川町からのお知らせ】

茅ヶ崎都市計画道路（3・3・4号倉見大神線）の都市計画の案について

神奈川県では、このたび、茅ヶ崎都市計画道路（3・3・4号倉見大神線）の都市計画の案を取りまとめましたので、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧とともに意見書の提出を受付します。意見書の提出を希望する方は、提出期間内に意見書を提出してください。

1 都市計画の案の縦覧及び意見書受付

縦覧及び意見書提出期間	縦覧及び意見書提出場所	時間
令和5年11月14日(火)～ 令和5年11月28日(火) ※土曜日、日曜日及び祝日は縦覧(意見書提出)不可。 ※意見書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	午前8時30分～ 午後5時15分
	寒川町都市建設部都市計画課 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165	午前8時30分～ 午後5時15分

意見書の提出を希望される方は、「意見書」に必要事項を記入し、提出期間内に提出してください。

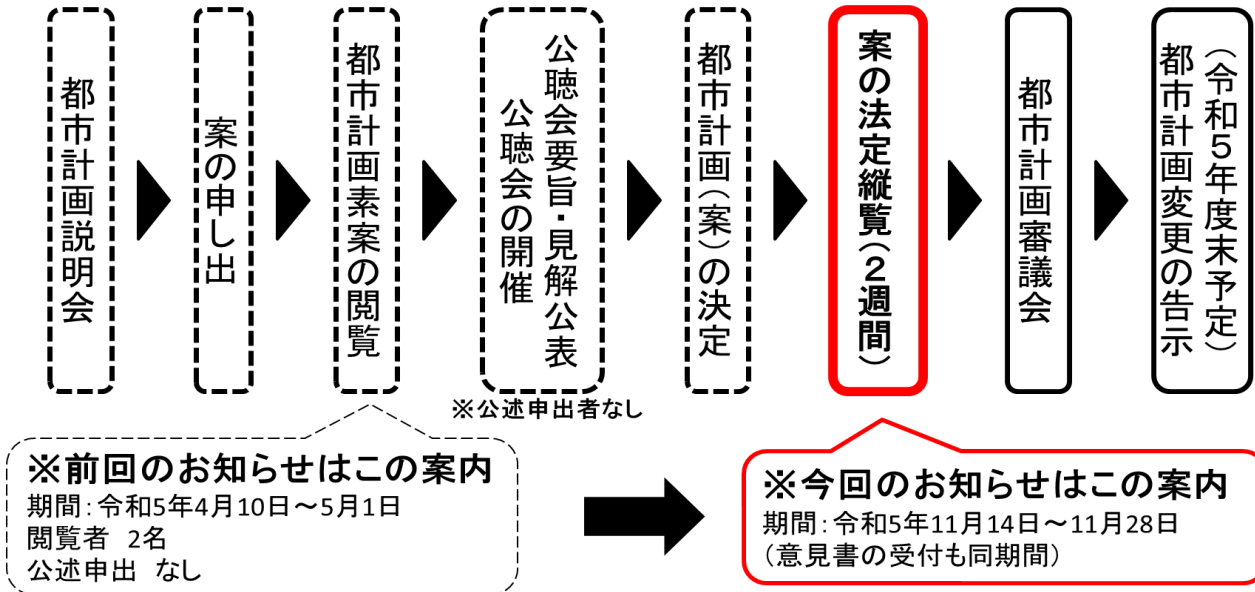
（「意見書」は寒川町都市建設部都市計画課の窓口及び町ホームページからも入手できます。）

なお、意見書の提出は、ご持参、郵送のほか、電子メール添付またはファクシミリでも受け付けます。

○ 電子メール : toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp

○ ファクシミリ : (0467)75-9906

2 これまでの手続きの経緯



3 お問い合わせ先

■ 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL: (045)210-6175

■ 寒川町都市建設部都市計画課 TEL: (0467)74-1111(内線 324)

【茅ヶ崎都市計画道路の変更（3・3・4号倉見大神線）について】

県央・湘南都市圏における東西方向の道路網の強化を図るために3・3・4号倉見大神線が4車線の幹線道路網の一部を構成することとなり、これに合わせて平塚市大神地区と寒川町倉見地区を連絡する公共交通部の運用を再検討し、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、道路構造の見直しが必要となったことから、本路線の区域及び幅員を変更するものです。

計画概要図



標準横断面図（幅員 25m）

嵩上部（橋梁部）

26000（都市計画道路区域）

（単位：mm）

